



22 NHKの放送受信料の免除

適用条件

ア 全額免除

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者のうち、世帯全員が市町村民税（住民税）非課税の場合。

イ 半額免除

手帳所持者が契約者かつ住民票上の世帯主であり、以下のいずれかに該当する場合。

- 1 身体障害者手帳所持者のうち、等級が1級・2級となっている方
- 2 身体障害者手帳所持者のうち、視覚・聴覚障がい者
- 3 療育手帳所持者のうち、A判定となっている方
- 4 精神障害者保健福祉手帳所持者のうち、等級が1級となっている方

手続きに必要なもの

- ① 放送受信料免除申請書（用紙は役場福祉課保健福祉室にあります）
- ② 各種障害者手帳
- ③ 印鑑

手続き・問い合わせ先

役場福祉課保健福祉室福祉担当 0156-25-2216（直通）